The University of Osaka
Institutional Knowledge Archive

Title	漢文助字から見た宣命体表記 ： 「令」字に注目して
Author(s)	池田, 幸恵
Citation	語文. 2010, 92-93, p. 45-55
Version Type	VoR
URL	https://hdl.handle.net/11094/69136
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

https://ir.library.osaka-u.ac.jp/

The University of Osaka

漢文助字から見た宣命体表記

――「令」字に注目して――

池田幸恵

一　はじめに

原則として、自立語を大書し、用言の活用語尾や助詞・助動詞などの付属語を万葉仮名で小書する宣命小書体においても、すべての助詞や助動詞が万葉仮名で小書きされているわけではなく、漢文助字表記例や読添え例も存する。[1] 論者も、宣命における助詞・助動詞の漢文助字表記に興味をもち、『日本後紀』以降の国史も含めた「五国史」宣命における漢文助字使用の調査を行ったことがある。[2]

その中で、本稿で取り上げる使役の助動詞「しむ」に相当する漢文助字「令」[3]は、『日本後紀』以降の「四国史」宣命においても、万葉仮名表記例とともに用いられ続け、両者の使い分けの明確ではない助字であった。またこの「令」字は、院政期の片仮名宣命体資料である『今昔物語集』においても多用されており、宣命体資料における漢文助字の使用実態を明らかにすることは、国史に収められた宣命と、片仮名宣命体で書かれた説話との表記面での関連を明らかにする意味で意義深いものである。

『今昔物語集』の表記については、漢字片仮名交じり文の起源を論じた春日政治博士の指摘以来、『東大寺諷誦文稿』などと同じく、漢文の訓点記入に由来する漢字仮名交じり文につながるものとして考えられてきた。[4] しかし、その一方で、宣命との関連を指摘する論考も存する。[5]

論者は、後者の立場から、推量の助動詞「べし」の表記を取り上げ、国史や記録に収められた宣命と『今昔物語集』を中心とする片仮名宣命体資料との表記の関連について論じたことがある。[6]

本稿においては、使役の助動詞「しむ」を取り上げ、その表記形式から、宣命と片仮名宣命体資料との表記面におけるつながりを明らかにしたいと考えている。

二　続日本紀宣命における「令」字の使用

「五国史」宣命における漢文助字「令」の使用については、すでに論じたことがあるが[7]、前稿においては、漢文助字を用いながら活用語尾を万葉仮名で小書きした例も助字表記例として一括して扱ったため、本稿では改めて両者を分け、その詳細を見ていくこととする。

『続日本紀』には62詔の宣命が収められているが、「しむ」の表記には、漢文助字のみを用いる例（以下、「令□」と表記する）と、漢文助字に「しむ」の活用語尾を万葉仮名で小書きする例（以下、「令□ム」と表記する）と、万葉仮名のみを用いる例（以下、「シム」と表記する）がある。

まず、「令□」の例は10例あり、活用形の別を見てみると、未然形の例が4例、連用形の例が3例、終止形の例が1例、連体形の例が2例となっている。以下、活用形ごとに原則として1例ずつ挙げていく。

人尓不令侮不令穢治賜部（第13詔・天平勝宝元年四月一日条）
皇太子斯王尓学志頂令荷弖（第9詔・天平十五年五月五日条）
天下百姓乎可令撫育止宣（第59詔・天応元年四月三日条）
无動久静加尓令有尓波（第9詔・天平十五年五月五日条）

「令□ム」の2例はいずれも連体形の例である。

此官乎授不給止令知流事（第26詔・天平宝字四年正月四日条）

「シム」の例は12例あり、未然形2例、連用形4例、終止形1例、連体形4例、命令形1例であり、そのうち1例が上接語から小書きされている。

朝庭乃御奴止奉仕无止之米宣尓（第35詔・天平神護元年八月一日条）
三宝乃御法乎隆之米（第45詔・神護景雲三年十月一日条）
一二乃国仁軍丁乎乞兵発武之（第28詔・天平宝字八年九月廿日条）
朕我東人尓授刀天侍之牟留事波（第45詔・神護景雲三年十月一日条）
汝乃近護止之天護之米与止念天奈毛在（第45詔・神護景雲三年十月一日条）

続日本紀宣命においては、従来からその特殊性が指摘されている[8]淳仁・称徳期の前後で、①第1詔～第26詔、②第27詔～第47詔（淳仁・称徳期）、③第48詔～第62詔の三つに区分して考えると、万葉仮名の使用に偏りが認められる。「令□」と「令□ム」の漢文助字表記例は、③区分には用例が少ないものの全ての区分に用例が見られるのに対し、万葉仮名表記は、その全てが②区分の例であり、淳仁・称徳期に限って用いられている。

以上のように、続日本紀宣命における使役の助動詞「しむ」の表記には、漢文助字表記例と万葉仮名表記例が12例ずつと同数存するものの、万葉仮名表記例は従来からその特殊性が指摘されている②区分にのみ見られ、続日本紀宣命では、使役の「しむ」は「令」字で表記するのが基本であったことが分かる。

三　「四国史」宣命における「令」字の使用

『日本後紀』には13詔の宣命が収められており、助動詞「しむ」の表記には「令□」と「シム」の二種類の形式が見られる。まず、「令□」の例は、未然形、連用形、終止形に1例ずつ存する。

近處尓令治牟止為弖　（延暦廿四年二月十日条）

礼代乃幣帛并鏡令持弖申出給　（延暦廿四年二月十日条）

天下百姓乎可令撫育止勅　（大同四年四月一日条）

一方の「シム」の例は、連用形が3例、終止形が2例、連体形が1例あり、うち3例が上接語から万葉仮名で小書きされている。

弟麻呂等乎遣弖伐平米之給比支　（弘仁二年十二月十三日条）

棄家乗路乍東西辛苦世之牟　（弘仁元年九月十日条）

其傾覆勢尓乗弖伐平掃治之牟流尓　（弘仁二年十二月十三日条）

漢文助字は前半の延暦・大同年間の宣命にのみ用いられ、万葉仮名は後半の弘仁年間（嵯峨期）の宣命にのみ用いられており、漢文助字を用いる宣命と万葉仮名を用いる宣命は重ならない。

『続日本後紀』には37詔の宣命が収められており、「しむ」の表記には、「令□」、「令□ム」、「シム」の三種類の表記形式が存する。まず「令□」の例は、未然形が4例、連用形が5例、終止形が1例となっている。

将来波不令然之天貞令進致武　（承和八年五月十二日条）

礼代乃大幣乎令捧持天奉出　（承和八年六月廿二日条）

令法師等天呪咀止云人多安利　（承和九年七月廿三日条）

「令□ム」は連体形と命令形に1例ずつ存する。

使臣乎奉出天令巡察留尓　（嘉祥三年三月十六日条）

天下乎平介久令有余　（天長十年二月廿八日条）

「シム」の例は、連用形が2例のみであり、いずれも「マヲス（申・奏）」で結ぶ天皇から神社・山陵への祈願・報告の宣命（以下、マヲス系宣命と称する）末尾の国家や朝廷の安泰を祈願する詞章において用いられている。

天皇朝廷乎無動久大坐米之　（承和八年五月三日条）

続日本後紀宣命においては、使役「しむ」の表記には漢文助字を用いるのが基本であり、万葉仮名はマヲス系宣命末尾の祈願詞にのみ用いられるという使い分けが存する。

『日本文徳天皇実録』には31詔の宣命が収められており、「しむ」の表記には、「令□」、「シム」の二種類の表記形式が用いられている。まず「令□」は、未然形が1例、連用形が9例、終止形が4例となっている。

祭使波御卜合倍留人乎令供奉止奈毛所念行　（仁寿元年六月三日条）

禮代乃大幣帛乎令捧持天奉出須　（天安元年二月十七日条）

大瑞波是薄徳乃可令感致支物尓波非須　（嘉祥三年十月五日条）

連用形の例はいずれもマヲス系宣命における、使者に幣帛等を奉らせるという文脈での「令捧持天」などの例である。

一方の「シム」の例は連用形のみ4例となっている。

風雨随時比五穀豊登之女天下平安尓　（嘉祥三年七月十一日条）

万葉仮名は続日本後紀宣命と同様に、マヲス系宣命末尾の祈願

の詞章でのみ用いられており、文徳実録宣命における「しむ」表記は漢文助字が基本である。

『日本三代実録』には92詔の宣命が収められており、「しむ」の表記には、「令□」、「令□ム」、「シム」の三種類の表記形式が用いられている。まず、「令□」の68例は、未然形が2例、連用形が47例、終止形が5例、連体形14例と、連用形が多数を占めており、またその中の29例が、マヲス系宣命の「令捧持天」の例である。

一万巻乃金剛般若經令奉讀須无止　（貞観十五年五月九日条）
先日尓可即位状乎差使天令申太利　（元慶元年二月廿三日条）
今新尓嗣位波天相替天可令奉仕岐物止奈利　（元慶元年二月廿四日条）
神祇陰陽等乃官乎之天令占求尓　（貞観八年七月六日条）

「令□ム」の4例は、連用形3例、命令形1例となっている。

甘雨令零女賜比国家無事久　（貞観八年六月廿九日条）
天下乎平久介令有与　（貞観十八年十一月廿九日条）

また、「シム」の31例は、未然形が2例、連用形が27例、終止形が1例、已然形が1例となっており、そのうち5例が上接語から小書きされている。また、連用形の例の中には＊を付した例のように「メ」のみが表記された例もある。

天下平安尓在之女奈止所念行須毛　（貞観七年九月五日条）
五穀豊登之女比給比国家安平仁矜幸賜止　（貞観八年七月六日条）
＊五穀豊登米賜比天下饒足米賜比　（貞観八年七月十四日条）
令破弃天潔久掃奉仕志牟　（貞観八年九月廿五日条）
地震乃後尓小震不止因卜求之牟礼波　（貞観十年閏十二月十日条）

漢文助字表記例は連用形の「令捧持天」の割合が高いもののそれ以外の例も多く、やはり三代実録宣命においても、「しむ」の表記は漢文助字が基本である。また、漢文助字に活用語尾を万葉仮名で記す「令□ム」の例は、ここでもごく少数である。

一方の万葉仮名表記例は、マヲス系宣命末尾の祈願の詞章における例が31例中19例と多数を占める。しかし、「降」「牽副」など漢文助字と万葉仮名の両方の例の存する語もあり、続日本後紀宣命や文徳実録宣命よりは、万葉仮名の用いられる範囲は広い。

甘雨令降賜天　（貞観八年七月六日条）
甘雨忽降之米賜比　（貞観十一年六月十七日条）
今所祈申乃大幣帛尓御馬令牽副天　（元慶二年三月九日条）
礼代乃大幣帛尓白毛御馬乎牽副之天女　（仁和元年五月十四日条）
太上天皇乃御時尓令退出天岐　（元慶元年二月廿四日条）
斎王波重喪尓遭太留尓依天退出志女天支　（元慶五年四月廿日条）

なお、「五国史」宣命には、「令」字以外にも「しむ」に相当する漢文助字として「使」字が用いられているが、その用例は2例とごく僅かであり、「五国史」宣命で使役の助動詞「しむ」に相当する助字は、原則として「令」字であると言えよう。

召右大臣而天下尓号令使為牟　（続日本紀・第19詔・天平宝字元年七月十二日条）
但比咩大神乃御料波今使造天後尓吉日良辰尓奉出牟　（三代実録・貞観七年四月十七日条）

一例目は直前に「号令」と「令」字が用いられているために「しむ」には「使」字を用いた例である。

以上見てきたように、「五国史」宣命においては、「令□」の漢文助字表記が基本であり、その中で、『続日本紀』の淳仁・称徳期や『日本後紀』の嵯峨期、マヲス系宣命末尾の祈願詞においては万葉仮名表記例が多いという傾向が指摘できる。

また、活用形ごとに表記形式を見てみると、未然形は「令□」と「シム」の二つの形式が用いられているものの「令□」の例が多く、中でも推量の助動詞「む」や打消の助動詞「ず」に続く例が多い。これらは下接する語の表記により、「しむ」の活用語尾を明記しなくても、誤読のおそれのない例である。

連用形の例は、文徳実録宣命以降ではマヲス系宣命において「幣帛乎令捧持天」という表現が多用されているため、他の活用形に比べ用例数が多い。表記形式には「令□」「令□ム」「シム」の三種類があるが、「令□」の例が圧倒的に多い。連用形の例も下接する語の表記により、「令□」の形であっても、宣命を誤読するおそれはない。

終止形には「令□」と「シム」の二種類の表記形式が存するが、「令□」の例の、特に推量の助動詞「べし」に続く「可令□」の例がその多くを占めている。

連体形には「令□」「令□ム」「シム」の三種類の例が存し、やはり「令□」の割合が高いが、他の活用形とは異なり、音節数が多いためか「令□ム」の形式が続日本紀宣命から用いられている。

已然形は「シム」の一例のみであり、命令形には「令□ム」と「シム」の形式が見られるが、他の活用形において最も用例数の多かった「令□」の形式の例が存在しない。已然形、命令形など用例数が少なく音節数の多い活用形においては、「令□ム」や「シム」などの表記形式を採ることにより、語形を明示していると言えよう。

四　公卿日記の宣命における「令」字の使用

公卿日記における宣命についてもすでに論じたことがあるが、[9]『小右記』『兵範記』などに計70の宣命が存する。これらの宣命の宣布日は、正暦二（九九一）年から寿永二（一一八三）年までの約二〇〇年間にわたっている。

公卿日記に収められた宣命の助動詞「しむ」の表記にも、「五国史」宣命と同様に、漢文助字を用いた「令□」「令□ム」の形式と、仮名[10]を用いた「シム」の形式がある。「五国史」宣命と同様に、表記形式に分け活用形ごとに見ていく。

まず、「令□」の例は73例あり、その内訳は、未然形が7例、連用形が58例、終止形が1例、連体形が7例である。

託宣乃旨尓随天更法家尓不令勤之天毛　（長元四年八月廿三日条）
年穀豊実奈留倍支由遠令祈申給比支　（保延元年八月十二日条）
仍同召下手人天雖令詢問毛　（仁平三年七月廿五日条）
神祇官陰陽寮等爾仰弖令卜之處爾　（保延元年八月十二日条）

「令□ム」の例は16例あり、未然形が1例、連用形が6例、終

止形が1例、連体形が5例、命令形が3例となっている。

此般猶令昇進（め）彼心尓違（ぬへ）之　（正暦二年九月七日条）

振威風弖令拂瘴煙免給閇　（仁安三年六月四日条）

縦依咎徴天令然（牟止毛）祈謝之道者　（養和元年八月十六日条）

仍陰陽寮尓令勘申る所尓　（長元四年八月廿三日条）

皇太子乎輔導支仕奉天天下乎平久令（介）有与　（保元三年八月十一日条）

「シム」の例には、未然形が1例、連用形が10例あり、うち6例が上接語から仮名書きされており、「五国史」宣命に比べると、上接語から仮名書きされる例の割合が高い。

咎崇可有（止毛）無事久無故久有（之免牟古止波）　（仁平三年七月廿五日条）

災厄（奈利止毛）未然尓消除（勢之免）給（比弖）　（嘉応二元年十二月八日条）

漢文助字のみを用いた「令□」の例は73例存するが、そのうち23例が「五国史」宣命においても多用されていたマヌス系宣命における「令捧持天」の例、25例が「令□給」の例であり、用いられる語や文脈に偏りが見られる。また、「五国史」宣命と比較すると、仮名表記例の割合が減少し、漢文助字に「しむ」の活用語尾を仮名書きする「令□ム」の用例の割合が増加している。

活用形ごとに表記形式を見てみると、未然形においては、三種類の表記形式が認められるが、ここでも「令□」の例が最も多い。これらは助動詞「む」「ず」に続く例であり、活用語尾を明記しなくても誤読のおそれはない。連用形にも三種の表記形式が存するが、「令□」の割合が最も高く、その多くが接続助詞「て」や

	令□				令□ム					シム					
	未然	連用	終止	連体	未然	連用	終止	連体	命令	未然	連用	終止	連体	已然	命令
続日本紀①	2	2		1				1							
	5				1					0					
続日本紀②	2	1		1				1		2	4	1	4		1
	4				1					12（1）					
続日本紀③			1												
	1				0					0					
日本後紀	1	1	1								3	2	1		
	3				0					6（3）					
続日本後紀	4	5	1					1	1		2				
	10				2					2					
文徳実録	1	9	4								4				
	14				0					4					
三代実録	2	47	5	14		3			1	2	27	1		1	
	68				4					31（5）					
公卿日記	7	58	1	7	1	6（3）	1	5	3	1	10				
	73				16					11（6）					

「令□ム」の（　）内は「令□シム」の例数。内数。
「シム」の（　）内は上接語から小書きしている例数。内数。

補助動詞「たまふ」に続く例である。また、「令□ム」の例の中には「令検之給」（寛治四年十二月十四日条）のように、漢文助字を用いた上で「しむ」全体を仮名書きする例も存する。終止形・連体形には「令□」「令□ム」、命令形には「令□ム」の形式が用いられており、音節数が多いほど「令□ム」と「しむ」の活用語尾が明記されやすい。

仮名表記例が未然形と連用形にしか見られないことも、公卿日記に収められた宣命の助動詞「しむ」の表記は漢文助字表記が主であることを示している。また、その中でも、「令□ム」と活用語尾を明記する形式は活用形の種類も多く、「令□」の例のように特定の表現に偏っていないという点からも、使役の助動詞「しむ」の表記において主流になりつつあると言える。

公卿日記の宣命では、「たまふ」に続くため「しむ」の活用語尾等を明記する必要がないと思われる「しめたまふ（令□給）」の例でも、「令□シメ給」「令□メ給」など「令□ム」の形式を採ることがある。これらは、「令」字により使役であることを視覚的に示し、さらに活用語尾等を表記することにより読み誤りを防いでいるとも考えられる。しかし、同じ時期に、推量の助動詞「べし」においても「可□シ」の形式の例が増加していたことを[11]考え合わせると、宣命体における助動詞の表記が、漢文助字に活用語尾を仮名書きする形式を採るようになるという、宣命体表記そのものの変遷を反映していると捉えるべきであろう。

五　鈴鹿本『今昔物語集』における「令」字の使用

前節までの考察により、宣命における使役の助動詞「しむ」の表記は、一貫して「令□」の漢文助字表記が主であるものの、特定の時期の宣命やマヲス系宣命の祈願詞においては万葉仮名表記例の割合が高いこと、公卿日記に収められた宣命においては、漢文助字に活用語尾を仮名で小書きする「令□ム」の割合が増加するという特徴が明らかになった。

一方、院政期の宣命体資料としては片仮名宣命体で書かれた説話集が挙げられる。説話集に見られる片仮名宣命体の起源については、『東大寺諷誦文稿』などの訓点系の漢字片仮名交じり文から[12]発達したものだとする説が広く行われているが、先述したように、宣命体との関連を示唆する説もある。本稿においては、片仮名宣命体文献の代表として、鈴鹿本『今昔物語集』を取り上げ、当該資料における「令」字の使用のあり方から、宣命との関連を考察する。

『今昔物語集』における「しむ」の表記については、日本古典文学大系・第一冊の解説や補注[13]に説かれているように、「令」字の返読が原則となっている。

・反読は文節を単位として行なわれる。中で「不」が最も安定性を持ち、「可」「令」「被」等は不安定の度がやや高い。

・本集古本の表記としては、シムは「令」、ベシは「可」で表記し反読せしめることを本則とするようであるが、なお、こ

の場合のごとく、国語の語順通りにかながきに従う場合も少くない。

本稿においては、天竺部・震旦部・本朝仏法部・本朝世俗部から一巻ずつ、巻二、七、十二、二十七を取り上げ、宣命と同様に、表記形式ごとにその表記のあり方を見ていく。

まず、巻二の詳細を見てみると、ここでも「しむ」の表記には、「令□」、「令□ム」、「シム」の三種類の表記形式が存する。

「令□」の例は、未然形2例、連用形12例、終止形4例と、用例の存する活用形の種類は少ない。

倉ニ籠テ衣ヲ不令着ス食ヲ不与スシテ　（第7話）
一人ノ男子ヲ令生タリ　（第12話）
常ニ諸ノ人ヲ勧メテ布施ヲ可令行シ　（第6話）

未然形は助動詞「む」「ず」に続く例、連用形は助動詞「き」「たり」や接続助詞「て」、補助動詞「たまふ」に続く例、終止形は助動詞「べし」に続く例であり、これらは「しむ」の活用語尾を明記しなくても誤読のおそれはない。

「令□ム」の例は27例と三種類の表記形式の中で最も用例が多く、已然形を除く全ての活用形の例が揃っている。

佛ヲ観シテ悪念ヲ成ス事令无メムト　（第7話）
佛ノ御許ニ令参メテ法ヲ令聞シメシ布施ヲ令行シメキ　（第13話）
カクテ自然ノ飲食ヲ以テ大王并ニ若干ノ人ニ令食ムル　（第23話）
妻ノ所ニ持至テ令見ルニ妻亦一ノ鏡ヲ持タリ　（第8話）
努々乏キ事令无メムトヨ云置テ　（第29話）

また、「シム」の例は15例あり、連用形10例、終止形4例、連体形1例となっている。これらのうち、連用形の4例を除き上接語から小書きされており、巻二における「しむ」の仮名表記は上接語の影響でなされていると言えよう。

手ヨリ甘露ヲ令降テ各皆服セシメ給フ　（第27話）
鬼神ヲ以テ忉利天ヨリ閻浮提ニ三ノ道ヲ造ラシム　（第2話）
老女殺具ヲ与テ殺サシムルニ　（第30話）

巻二と同様に、巻七、巻十二、巻二十七の用例も「令□」、「令□ム」、「シム」に分けると表のようになっている。なお、巻二十七はその文体が和文調であるため用例はごく少数である。

「令□」の例は、巻七に4例、巻十二に39例、巻二十七に4例存する。これらの例は巻二と同様に、未然形では「む」「ず」に続く

	令□			令□ム						シム		
	未然	連用	終止	未然	連用	終止	連体	已然	命令	連用	終止	連体
巻2	2	12	4	2	17 (3)	4	3		1	10	4	1
	18			27						15 (11)		
巻7		1	3	3	7	19 (7)	7		2		1	
	4			38						1 (1)		
巻12	16	22	1	1	18	13 (1)	11	2	4			
	39			49						0		
巻27	3	1							1			
	4			1						0		

「令□ム」の（　）内は「令□シム」の例数。内数。
「シム」の（　）内は上接語から小書きしている例数。内数。

例、終止形では「べし」に続く例のみである。

「令□ム」は用例数も活用形の種類も多く、『今昔物語集』における「しむ」の表記は、この形式が原則であると言える。また、「シム」の例は、巻七に1例存するのみであり、この例も上接語から仮名書きされている。

以上のように、鈴鹿本『今昔物語集』においては、漢文助字表記例の中でも、「しむ」活用語尾を仮名書きする「令□ム」の例が多く、助動詞「しむ」の表記にはこの形式を採ることが原則であったと思われる。これは、公卿日記に収められた宣命において増加しつつあった形式であり、宣命と『今昔物語集』の助動詞「しむ」の表記には共通点が見られる。

六　漢字片仮名交じり文献における「しむ」の表記

『今昔物語集』以外の漢字片仮名交じり文において助動詞「しむ」はどのように表記されているのであろうか。漢字仮名交じり文の起源として言及されることの多い『東大寺諷誦文稿』と、『今昔物語集』と同じ片仮名宣命体の説話集である『打聞集』を取り上げ、助動詞「しむ」の表記の様相を考察する。

『東大寺諷誦文稿』には、漢文助字「令」の例が19例、仮名表記例が1例ある。「令」字の例の中には活用語尾の明記された例もあるが、それらは振り仮名として付されており、その表記はやはり宣命と同じように捉えることはできない。[14]

令雨（ムム）　［雨（フラ）令メム］　（32行目）

令生浄土（ムレ）ニモ　［浄土ニモ生（レ）令ムレ］　（184行目）

得樂（ノムトシテ）　［樂（ヲ）得（シ）メムトシテ］　（111行目）

一方、『打聞集』の表記は、片仮名宣命体ではあるものの『今昔物語集』に比べ、大書・小書の書き分けなどに例外が多いことが広く知られている。[15] 使役の助動詞「しむ」の例は2例存する[16]が、その表記は『今昔物語集』において例外的な表記であった仮名表記であり、『今昔物語集』と同様に捉えることはできない。

王悦貴ガリ給テ遣テ使ヲ召シム　（第1話）

我ハ止无權者造罪ト思シテ驚テ遣使テ召返シム　（第1話）

七　まとめ

本稿で述べてきたことをまとめると、以下のようになる。

一、続日本紀宣命の助動詞「しむ」の表記には、漢文助字のみを用いる「令□」と、漢文助字に活用語尾を万葉仮名で小書きする「令□ム」と、万葉仮名のみを用いる「シム」の三種の形式が存する。続日本紀宣命においては助字のみを用いる「令□」が基本であるが、淳仁・称徳期の宣命には万葉仮名表記も多用されている。

二、「四国史」宣命の「しむ」の表記にも、続日本紀宣命と同様に三種類の表記形式が存するが、ここでも漢文助字「令□」の割合が高く、活用語尾を小書きする「令□ム」の例はごく少数である。また、万葉仮名表記は特定の時期の宣命やマヲス系宣命末尾の祈願詞において用いられという傾向がある。

三、公卿日記に収められた宣命の「しむ」の表記には、「五国史」宣命と同様「令□」の割合が高いが、「五国史」宣命に比べ仮名表記例が減少し、漢文助字に活用語尾を小書きする「令□ム」の例の割合が増加するという変遷が見られる。

四、鈴鹿本『今昔物語集』の「しむ」の表記には、漢文助字表記例の中でも、活用語尾を小書きする「令□ム」の形式の例が多い。これは、片仮名交じり文の起源と言われる『東大寺諷誦文稿』における「しむ」の表記法とは異なり、同時代の宣命における「令□ム」の増加と通じるものである。

『今昔物語集』などに見られる片仮名宣命体は、従来、その起源を『東大寺諷誦文稿』などの訓点系の漢字仮名交じり文に求める説が広く行われている。しかし、助動詞「べし」や「しむ」の表記に注目すると、宣命の表記が片仮名宣命体に与えた影響も積極的に認める必要があると考えている。

注

(1) 白藤禮幸「古代の文法Ⅰ」『講座国語史第四巻　文法史』(大修館書店　一九八二)、山崎馨「続日本紀宣命における助動詞について」(『神戸大学教養部紀要　論集』15　一九七五・三)

(2) 拙稿「宣命の漢文助字―助詞相当の助字について―」(『三重大学　日本語学文学』8　一九九七・六)、「宣命の漢文助字―助動詞相当の助字について―」(『三重大学　日本語学文学』10　一九九九・六)

(3) 公卿日記に収められた宣命や『今昔物語集』『打聞集』には、尊敬の助動詞「しむ」に相当する「令」字の例も存するが、本稿においては使役の助動詞に相当する例のみを取り上げる。

(4) 「片仮名交り文の起源について」(『古訓点の研究』風間書房　一九五六)

(5) 山口佳紀「今昔物語集表記法管見」(『古代日本文体史論考』有精堂　一九九三)、門前正彦「今昔物語集の表記より片仮名交り文の起源に及ぶ」(『訓点語と訓点資料』62　一九七八・三)、峰岸明「古代日本語文章表記における倒置記法の諸相」(『国語論究2　文字・音韻の研究』明治書院　一九九〇)など。

(6) 「宣命体表記の変遷―漢文助字「可」に注目して―」(『古典語研究の焦点』武蔵野書院　二〇〇九)

(7) 注(2)論文

(8) 長尾勇「『続紀宣命』についての研究―かなの用字法を中心として―」(『日本大学文学部研究年報』1　一九五一)、小谷博泰『木簡と宣命の国語学的研究』(和泉書院　一九八七)、沖森卓也「続日本紀宣命の表記と文体―称徳期について―」(『松村明教授還暦記念　国語学と国語史』明治書院　一九七七)などにより、他とは異なる字母の万葉仮名の使用や仏典に基づく語彙の使用など、他の時期の宣命とは異なる性格が明らかにされている。

(9) 拙稿「公卿日記の宣命」(『国語と教育』28　二〇〇四・二)において、『九暦』から『吉記』までの20種の公卿日記を調査し、全75詔の宣命を見いだした。そのうち5詔が複数の日記に重複しているため、ここでは70詔を対象としている。

(10) 公卿日記に収められた宣命の小書き仮名には、万葉仮名の例が多いものの、略体仮名や省画仮名の例も見られるが、本稿では字体の差異について扱わないため、すべてを仮名と称する。

(11) 注(6)論文

(12) 峰岸注(5)論文において、『東大寺諷誦文稿』の文章表記を

宣命体の〈宣命系漢字仮名交じり文〉と区別し、〈訓点系漢字仮名交じり文〉と称しているのに拠っている。

(13) 『日本古典文学大系22　今昔物語集　一』(岩波書店　一九五九) 解説、「礼シムベシ」の補注。

(14) 宣命と諷誦文稿では、返読のあり方や助辞の仮名の付け方において、その表記法が大きく異なり、諷誦文稿の源流が宣命に求められないことは夙に説かれている。中田祝夫『東大寺諷誦文稿の国語学的研究』(風間書房　一九六九)

(15) 柴田雅生「『打聞集』に見える表記のゆれについて」(『活水論文集　日本文学科編』31　一九八八・三)、藤井俊博「『打聞集』の表記と単語意識—宣命書の例外表記を中心に—」(『国語語彙史の研究』26　和泉書院　二〇〇七) など。

(16) 『打聞集』には尊敬の助動詞「しむ」の例も6例あり、そのうち2例が「令」の例、4例が仮名表記例となっており、尊敬の「しむ」の場合には漢文助字表記例も存在する。しかし、その表記は「問ハ令メ給」「アガメムト令メ給ヘバ」と「□令給」という形式であり、宣命や『今昔物語集』における「令□給」の形式とは異なる。

(いけだ・ゆきえ　長崎大学准教授)